

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件

○厚生労働省告示第四百十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和三年十二月二十四日

厚生労働大臣　後藤　茂之

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>九 次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とするもの）を除く。）</p> <p>一（七）（略）</p> <p>八 次に掲げるものの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤については、次に掲げるものに限る。</p>	<p>九 次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とするもの）を除く。）</p> <p>一（七）（略）</p> <p>八 次に掲げるものの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤については、次に掲げるものに限る。</p>
<p>九 次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とするもの）を除く。）</p> <p>一（七）（略）</p> <p>八 次に掲げるものの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤については、次に掲げるものに限る。</p>	<p>九 次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とするもの）を除く。）</p> <p>一（七）（略）</p> <p>八 次に掲げるものの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤については、次に掲げるものに限る。</p>